

一七九五年 の 憲法(訳)

(二)

山本浩三

第六編 執行権

はじめの四年間、最初に任命された人びとの退官の順序は、
抽せんできめる。

第一三二条 執行権は、五人で構成される執政府に委ねられる。
五人の構成員は、国民の名において、そのときに選挙会の代理をする立法院によって任命される。

第一三三条 五百人会は、秘密投票によつて、任命されるべき執政府構成員の人数の一〇倍の名簿を作り、これを元老院に提出する。元老院は、おなじく秘密投票によつて、この名簿の中から執政府構成員を選任する。

第一三四条 執政府構成員は、最低四〇歳でなければならない。

第一三五条 執政府構成員は、立法院議員または大臣であった市民の中からしか選ぶことができない。

本条の規定は、共和国九年のはじめまで遵守されない。
第一三六条 共和国五年の元日より、立法院議員は、その任期中あるいは任期満了後の一年間、執政府の構成員にも大臣にも選出されえない。

第一三七条 執政府は、毎年、一人の新構成員の選挙によつて、部分的に改造される。

第一三八条 退官した執政府構成員はだれでも、五年の間をおかなければ再選されえない。

第一三九条 直系の尊族と卑族、兄弟、伯叔父と甥、一親等の従兄弟、およびこれらの各親等の姻族は、同時に執政府の構成員となることができず、五年の間をおいたのちでなければその地位をたがいに交代することができない。

第一四〇条 死亡、辞職またはその他の事由によつて執政府構成員に欠員のある場合には、その後継者はおそらくとも一〇日以内に立法院によつて選出される。

五百人会は、はじめの五日以内に候補者を提案しなければならず、元老院は、あと五日以内に選挙をおこなわねばならない。

ただしこの期間が六ヶ月を越えない場合には、選挙された新構成員は、つぎの五年目の終りまでその地位にとどまる。

第一四一条 執政府の各構成員は、順番に、三月間だけ執政府の議長となる。

議長は署名し、国璽を保管する。

立法府の法律と文書は、執政府の議長に提出される。

第一四二条 執政府は、三人以上出席しなければ討議することができない。

第一四三条 執政府は、その外部から一人の書記官を選任する。書記官は、謄本に副署し、討議を記録簿に記載する。各構成員はこの記録簿にその理由をつけた意見を記入させる権利をもつ。

執政府は、適当と判断する時には、その書記官の出席なしに、討議をおこなうことができる。この場合、討議は、一人の執政府構成員によって、特別の記録簿に記載される。

第一四四条 執政府は、法律に基づいて、共和国の内外の安全に備える。

執政府は、法律に一致しあつ法律を執行するための布告を発することができる。

執政府は、軍隊を配置する。ただし、いかなる場合においても、執政府が全体として、またはいかなるその構成員も、その職務にある間、またその職務終了の直後二年間、軍隊を指揮することができない。

第一四五条 執政府は、国内外の安全に対するなんらかの謀反が企てられていることの報告を受けた場合は、その謀反の主犯または共犯と推定される人に対して拘引状と逮捕状を発

することができる。執政府はかれらを訊問することができる。ただし、法律に従って訴訟をおこなうために、二日以内に、

警察官の前にかれらを送致しなければならない。さもないと、恣意的監禁罪について定められた刑罰をうける。

第一四六条 執政府は、総司令官を任命する。執政府は、第一三九条に定められた親等内で、その構成員の親族または姻族のあいだから総司令官を選任することができない。

第一四七条 執政府は、その任命した委員によって、行政政府または裁判所における法律の執行を監督し、確保する。

第一四八条 執政府は、その外部から大臣を任命し、適当と思うときに、大臣を罷免する。

執政府は、三十歳以下の人を大臣に選任することができず、第一三九条に定められた親等内で、その構成員の親族または姻族のあいだから大臣を選任することができない。

第一四九条 大臣は、所管の諸官庁と直接連絡する。

第一五〇条 立法府は、大臣の権限と人数を決定する。この人数は、六人乃至八人である。

第一五一条 大臣は、会議を形成しない。

第一五二条 大臣は、法律の不執行についても、執政府の命令の不執行についても、おのおの責任を負う。

第一五三条 執政府は、各県の直接税の徵稅官を任命する。

第一五四条 執政府は、間接稅徵收長官および国有財產管理長官を任命する。

第一五五条 イル・ド・フランスとレユニオンの各県をのぞき、

フランスの植民地におけるすべての公務員は、平和まで執政府によって任命される。

第一五六条 立法府は、情況の必要に応じて、フランスのすべての植民地に、一人または数人の特別代理人を送ることを執政府に許可することができる。特別代理人は、執政府によつて、一定の期間任命される。

特別代理人は、執政府と同じ職権を行使し、執政府に従属する。

第一五七条 執政府の構成員はだれでも、その職務の停止後二年たたねば、共和国の領土から出ることができない。

第一五八条 執政府の構成員はだれでも、この期間のあいだ、立法府にかれの居住を証明しなければならない。

立法府の保障にかんする第一一二条乃至第一二三条（第一二三条を含む）の規定は、執政府の構成員にも適用される。

第一五九条 二人以上の執政府の構成員が裁判に付せられる場合には、立法府は、通常の手続で、裁判のあいだ、臨時のかれらの代理を任命する。

第一六〇条 第一一条と第一二〇条の場合以外は、執政府も、いかなるその構成員も、五百人会によつても元老院によつても召喚されえない。

第一六一条 いづれかの議院によつて執政府にたいして要求される報告と説明は、文書によつて提供される。

第一六二条 執政府は、毎年、文書によつて、両議院に歳出の概要、財政の状態、現行の年金の一覧表、および設けること

が適当と思う年金案を提出しなければならない。

執政府は、その知りうる濫用を指示しなければならない。

第一六三条 執政府は、すべての場合において、文書によつて、五百人会にある事項を考慮するように勧告ことができる。執政府は、五百人会に議案を提議することができるが、法律の形式で作られた議案を提議することはできない。

第一六四条 執政府の構成員はだれでも、立法府の許可なしに、五日以上欠席することができず、執政府の所在地から、四万メートル（平均八里）以上離れることができない。

第一六五条 執政府の構成員は、その地位にあるあいだは、かれらの家の内外において、かれらに固有の官服を着なければ現れることができない。

第一六六条 執政府は、常備近衛兵をもつ。近衛兵は、歩兵一二〇人騎兵一二〇人で構成され、共和国の費用で給料が支払われる。

第一六七条 執政府は、公の儀式と行進においてその近衛兵に随行される。公の儀式と行進においては、執政府はつねに第一列にある。

第一六八条 執政府の各構成員は、屋外で二人の近衛兵に随行される。

第一六九条 軍隊のすべての地位にある者は、執政府とその構成員にたいし軍隊の最上の敬礼をしなければならない。

第一七〇条 執政府は、四人の公文書送達吏をもつ。執政府はかれらを任命しかつ罷免することができる。

公文書送達吏は、両議院に、執政府の手紙と意見書を届ける。かれらは、このために立法府の議場に入ることができる。

かれらは、二人の守衛に先導される。

第一七一条 執政府は、立法府と同じ市町村に駐在する。

第一七二条 執政府の構成員は、共和国の費用で、同じ建物内に住む。

第一七三条 執政府の各構成員の手当は、毎年、小麦五〇、〇〇〇万グラム（一〇、二二二カンタル）の価値と定められる。

第七編 行政府と市町村府

第一七四条 各県には一中央行政が設けられ、各郡には少くとも一市町村行政が設けられる。

第一七五条 県または市の行政のすべての構成員は、二五歳以上でなければならない。

第一七六条 直系の尊族と卑族、兄弟、伯叔父と甥、同じ親等の姻族は、同時に同じ行政の構成員となることができず、二年の間をおいたのちでなければその地位をたがいに交代することができない。

第一七七条 各県の行政は、五人で構成される。各県の行政は、毎年、五分の一づつが改選される。

第一七八条 その人口が五、〇〇〇人から一〇〇、〇〇〇人までに達するすべての市町村^{コンミューン}は、その市町村が単独で、一市町村行政をもつ。

第一七九条 その人口が五、〇〇〇人以下の各市町村には、一人の市町村代理人と一人の助役がおかれる。

第一八〇条 各市町村の市町村代理人の会同が、郡庁を形成する。

第一八一条 さらに、全郡で選ばれた、市町村行政の議長がおかれる。

第一八二条 その人口が五、〇〇〇人から一〇、〇〇〇人に達する市町村においては、五人の市町村吏員がおかれる。

その人口が一〇、〇〇〇人から五〇、〇〇〇人までの市町村では七人の吏員がおかれる。

その人口が五〇、〇〇〇人から一〇〇、〇〇〇人までの市町村では九人の吏員がおかれる。

第一八三条 その人口が一〇〇、〇〇〇人を超える市町村においては、三以上の市町村行政がおかれる。

これらの市町村においては、行政区画は、各区の人口が五〇、〇〇〇人を超えて、三〇、〇〇〇人を下らないようにおこなわれる。各区役所は、七人で構成される。

第一八四条 数区に区分された市町村に、立法府によって分割できないと思われた事項のために中央事務局が設けられる。

この事務局は、県の行政によって任命され、執行府によって確認された三人の構成員で構成される。

第一八五条 すべての市町村行政の構成員の任期は二年であり、毎年その半数またはほとんど半数が、多数部分と少数部分が交互に改選される。

第一八六条 県の行政官と市町村行政官構成員は一度だけつづけて再選されうる。

第一八七条 つづいて二度県の行政官または市町村行政官の構成員に選ばれ、かつ両選挙によってその職務を果したすべての市民は、二年の間をおいたのちでなければふたたび選挙されえない。

第一八八条 県行政官または市町村行政官が、死亡、辞職またはその他の事由によってその構成員の一人または数人が欠ける場合には、残っている行政官は、代理として臨時の行政官を補充することができる。臨時の行政官はこの資格においてつぎの選挙までその職務をおこなう。

第一八九条 県および市町村行政官は立法府の文書も執政府の文書も変更することができず、その執行を停止することができない。

県および市町村行政官は、司法的性質をもつ事項に干渉することができない。

第一九〇条 行政官は、本来、その管轄区域における直接税の賦課と公の収入から生ずる金銭の監督を任務とする。
立法院は、これらの事項および国内行政の他の部分について行政官の職務の規則と方法を決定する。

第一九一条 執政府は、各県行政官と市町村行政官附の一人の委員を任命する。執政府は適当と思うときにこの委員を罷免することができる。
この委員は、法律の執行を監視しつつ要求する。

第一九二条 各地方政府附の委員は、この行政官が設けられる県内に一年以上居住していた市民のあいだから任命されねばならない。

第一九三条 市町村行政官は、県の行政官に従属する。県の行政官は大臣に従属する。

それゆえ、大臣は、各々その所管事項にかんして、県の行政官の行為を取消すことができ、県の行政官は、市町村行政官の行為が法律または上級官庁の命令に反するときは、その行為を取消すことができる。

第一九四条 大臣は、同じく法律または上級官庁の命令に違反した県の行政官を停止することができる。県の行政官は、市町村行政官の構成員にたいして同じ権利をもつ。

第一九五条 執政府の公式の確認がなければ、いかなる取消も停止も決定的とはならない。

第一九六条 執政府は、同じく、直接に県または市町村の行政官の行為を取消すことができる。

執政府は、必要と思うときは、県または郡の行政官を、直接受けに停職または免職することができ、かつ理由があるときは、県の裁判所にかれらを送致することができる。

第一九七条 行為の破毀、行政官の停職または免職を定めるすべての命令には、理由がつけられねばならない。

第一九八条 県の行政官の五人の構成員が免職されるときには、執政府は、つぎの選挙までその代理を任命する。ただしその

臨時の代理人を県の元行政官のあいだからしか選ぶことができない。

第一九九条 県または郡の行政官は、法律によつてその権限とされた事務についてだけそれらのあいだで連絡することができ、共和国の一般的利害関係については連絡することができない。

第二〇〇条 すべての行政官は、毎年その会計報告をしなければならない。

県の行政官によっておこなわれた報告は、印刷される。

第二〇一条 行政官のすべての文書は、それらが記入される、登録簿の寄託によって公にされ、すべての被治者に公開される。

この登録簿は六ヶ月ごとに閉鎖される。それが閉鎖された日からしか寄託されない。

立法府は、情況によつて、この寄託のために定められた期間を延長することができる。

第八編 司法権

一般規定

第二〇二条 司法権は、立法府によつても、執行府によつても行使されえない。

第二〇三条 裁判官は、立法権の行使に干渉することができず、いかなる規則を制定することもできない。

裁判官は、いかなる法律の執行も阻止または停止することができるず、行政官をかれらの職務行為のために、裁判官の前に召喚することができない。

第二〇四条 何人も、いかなる委員会によつても、また事前の法律によつて定められた権限以外の権限によつても、法律がかれらに指定する裁判官から分離されえない。

第二〇五条 裁判は無償でおこなわれる。

第二〇六条 裁判官は、適法な判決をうけた漬職のため以外には免職されえず、受理された告訴による以外には停職されえない。

第二〇七条 直系の尊族と卑族、兄弟、伯叔父と甥、一親等の従兄弟、およびこれらの各親等の姻族は、同時に同じ裁判所の裁判官となることができない。

第二〇八条 裁判は公開される。裁判官は秘密で討議する。判決は大声で宣告される。判決には理由が付けられ、かつ適用された法律の条項が記載される。

第二〇九条 満三〇歳になった市民でなければ、県裁判所裁判官、治安判事、治安判事の陪席判事、商事裁判所裁判官、破産裁判所裁判官、陪審員、裁判所附執政府委員に選挙されえない。

民事裁判

第二一〇条 当事者の選任した仲裁人によつて争訟を裁決させる権利を侵害することはできない。

第二一一条 これらの仲裁人の裁決は、当事者がはつきりと留保しなかった場合は、控訴も、上告もすることができない。

第二一二条 法律によつて定められた各区に一人の治安判事と陪席判事がおかれる。かれらは、すべて二年任期で選挙され、かつ直ちに、無限に再選されうる。

第二一三条 治安判事とその陪席判事が終審としての裁判権を有する事項を法律が定める。

治安判事とその陪席判事が控訴審として裁判するその他の事項を法律が定める。

第二一四条 陸上および海上の通商のための特別裁判所が設けられる。その裁判所を設けるのに便利な場所を法律が定める。

この裁判所の終審として裁判する権限は、小麦五〇〇万グラム（一〇二カンタル二二リーヴル）の価値を超える事件には及ぶことができない。

第二一五条 終審としても、また控訴審としても治安判事にも商事裁判所にもその裁判権が属さない事件は、調停のために、直接に治安判事とその陪席判事の前に提出される。治安判事がそれを調停することができない場合は、民事裁判所にそれを移送する。

第二一六条 県ごとに一民事裁判所をおく。

各民事裁判所は、二〇人以上の裁判官、執政府によつて任命されるうる一人の委員と一人の代理人、および一人の書記で構成される。

五年ごとに裁判所の全構成員の選任がおこなわれる。

裁判官は再選されうる。

第二一七条 裁判官の選挙のとき、五人の補欠人が任命される。そのうち三人は裁判所がある市町村に住んでいる市民から選ばれる。

第二一八条 民事裁判所は、法律が定めた場合において、治安判事、または仲裁人、または商事裁判所の判決の控訴について、終審として判決を下す。

第二一九条 民事裁判所によつて下された判決の控訴は、法律が定める所により、もつとも近い三県の内の一県の民事裁判所におこなわれる。

第二二〇条 民事裁判所は、部に分けられる。

一部は、裁判官五人以下で裁判することができない。

第二二一条 各裁判所に召集された裁判官は、秘密投票で、各部の長を互選する。

軽罪裁判と刑事裁判

第二二二条 何人も、警察官の前に引致されるための外は逮捕されえない。何人も警察官の逮捕令状、第一四五条の場合における執政府の逮捕令状、裁判所あるいは起訴陪審の長の逮捕命令、または立法院にそれを宣言する権限がある場合における立法院の起訴命令、または禁錮または輕罪の拘禁を宣告する判決による外は逮捕または拘留されえない。

第二二三条 逮捕を命ずる文書が執行されうるためには、つぎのことが必要である。

1 その文書が明白に逮捕の理由、および逮捕がそれに従つて命ぜられた法律を表示すること。

2 その文書が、逮捕の対象となつてゐる人に通告されたこと、およびその人にその文書の写しが渡されたこと。
第二二四条 逮捕されかつ警察官の前に引致されたすべての人は、直ちに、またはおそらくその日の内に審問される。

第二二五条 審問の結果いかなる嫌疑の理由も存在しないことがわかれれば、その人は直ちに釈放される。あるいは拘留場に送致する理由があれば、いかなる場合においても三日を超えることができない、最短期間にそこへ送致される。

第二二六条 逮捕されたいかなる人も、法律が保証金の下に自由のままでいることを許すすべての場合に、充分な保証金を納めれば拘留されえない。

第二二七条 いかなる人も、その拘禁が法律によつて許可される場合には、拘置場、拘留場または禁錮場として使用されるために適法かつ公に指定された場所以外には引致されず、かつ拘禁されえない。

第二二八条 いかなる看守または獄吏も、第二二二条と第二二三条によつて定められた手続による逮捕令状、逮捕命令、起訴命令、禁錮または軽罪拘禁を宣告する判決による以外、かつその登録が登録簿におこなわれなかつたならば、いかなる人も受理し、または拘留することができない。

第二二九条 すべての看守または獄吏は、拘置所の警察権をもつ文官が要求するたびに被拘禁者をその文官に接見させる義務がある。いかなる命令もかれらからこの義務を免除することができない。

第二三〇条 被拘禁者の接見は、いつでもそれを与えることを義務づけられる文官の命令の所持者であるかれらの親族と友人には拒否されえない。ただし看守または獄吏がその登録簿に登録された被拘禁者を接見禁止にするという裁判官の命令を提示するときを除く。

第二三一条 法律が逮捕権を与えた人以外で、その地位または職業が何であれ、個人の逮捕命令を発し、署名し、執行したは執行させるすべての人、あるいは法律によつて許された逮捕の場合でも、公にかつ適法に指定されていない拘禁場所に個人を引致、受理、または拘留する人は誰でも、および前三条の規定に違反するすべての看守または獄吏は、恣意的拘禁罪に問われる。

第二三二条 法律によつて定められたこと以外の、逮捕、拘禁または執行において用いられたすべての苛酷な処置は、犯罪となる。

第二三三条 その刑が体刑でもなく、名誉拘禁でもない軽罪の裁判のために、各県に、三乃至六の軽罪裁判所が置かれる。

この裁判所は、二年間の禁錮以上の重刑の宣告をすることができる。

その刑罰が三日分の労賃を超えず、あるいは三日の禁錮を超えない軽罪の裁判権は、終審として宣告する治安判事に委任される。

第二三四条 各軽罪裁判所は、一人の長、それが置かれる市町

村の二人の治安判事または治安判事の陪席判事、執政府によつて任免される執行府の一人の委員、および一人の書記で構成される。

第二三五条 各軽罪裁判所の長は、六ヶ月ごとに、その長をのぞいて、県の民事裁判所の各部の構成員の中から、順番で選ばれる。

第二三六条 軽罪裁判所の判決は、県の刑事裁判所に控訴することができる。

第二三七条 体刑または名誉拘禁をもたらす軽罪事件においては、いかなる人も、陪審員によって受理された起訴または立法院に起訴を決定する権限がある場合において、立法府によって決定された起訴にもとづく以外は裁判されえない。

第二三八条 第一陪審は起訴が受理または却下されねばならぬかどうか宣言する。第二陪審は事実を認定し、法律によつて定められた刑罰は刑事裁判所によつて適用される。

第二三九条 陪審員は、秘密投票によつてのみ議決する。

第二四〇条 各県に軽罪裁判所と同数の起訴陪審が置かれる。

軽罪裁判所の長は、その管轄区における各起訴陪審の長である。

人口五〇、〇〇〇以上の市町村においては、軽罪裁判所の長以外に、仕事の進捗上必要とするだけの起訴陪審の長が法律によつて設けられる。

第二四一条 起訴陪審の長附の執行府の委員と書記の職務は、

軽罪裁判所の委員と書記によっておこなわれる。

第二四二条 各起訴陪審の長は、その管轄区のすべての警察官の直接的な監督権をもつ。

第二四三条 陪審長は、警察官と同じく、公訴官がかれにたいして、職権をもつてまたは執政府の命令によっておこなつたつぎの事件の告発に基づき直ちに訴追する。

1 市民の個人的自由または安全にたいする侵犯

2 國際法にたいする侵犯

3 判決の執行と法上の機関からでたすべての執行命令の執行の妨害

4 租税の徴収と食糧とその他の商品の自由な流通を阻害するためにおこなわれた暴動と暴行

第二四四条 各県に一刑事裁判所が置かれる。

第二四五条 刑事裁判所は、一人の長と一人の公訴官と民事裁判所の中から選ばれた四人の裁判官と同裁判所附の執行府委員またはその代理人および一人の書記で構成される。

セーヌ県の刑事裁判所には、副裁判所長と公訴官の代理人が置かれる。この裁判所は二部に分けられる。民事裁判所の八人の裁判官がそこで裁判官としての職権を行使する。

第二四六条 民事裁判所の部長は刑事裁判所において裁判官の職権を行使することができない。

第二四七条 その他の裁判官は、各人が順番に、その任命の順序において、六ヶ月間、刑事裁判所において職務をおこなう。かれらは、この期間中は民事裁判所においていかなる職権を

一七九五年憲法（訳）(二)

九四

行使することもできない。

第二四八条 公訴官はつぎの任にあたる。

- 1 第一陪審員によって受理された告訴状にもとづく犯罪を訴追すること。
- 2 直接にかれに宛てられた告発を警察官に送致すること。
- 3 県の警察官を監督すること。怠慢またはそれ以上の重大な行為の場合に、法律にしたがって警察官に対して訴訟提起すること。

第二四九条 執行府の委員はつぎの任にあたる。

- 1 審理期間中、手続の合規則性を要求し、判決の前に、法律の適用を要求すること。
- 2 刑事裁判所によって下された判決の執行を求めること。

第二五〇条 裁判官は、陪審員にいかなる複雑な質問をするともできない。

第二五一条 判決陪審は、一二人以上の陪審員で構成される。

被告人は、理由を述べることなしに、法律が定める数の陪審員を忌避する権能をもつ。

第二五二条 判決陪審の前の審理は公開される。被告人にたいして弁護人の援助を拒否することはできない。弁護人は被告が選任することができ、あるいは国がこれを附ける。

第二五三条 適法の陪審によって無罪の宣告をうけたすべての人は、同じ事実によって再逮捕も起訴もされない。

破毀裁判所

第二五四条 全共和国に一破毀裁判所が置かれる。破毀裁判所はつぎの事案について宣告する。

- 1 裁判所によって下された終審判決にたいする破毀の請求
- 2 正当な嫌疑または公の安全のために、ある裁判所から他の裁判所への移送の請求
- 3 管轄裁判所指定の決定とある裁判所全体にたいする賠償請求

第二五五条 破毀裁判所は、決して事件の本案を審理することができない。ただしその形式に違反した訴訟手続によって下された判決または法律にたいし明らかな違反を含む判決を破毀し、訴訟の本案をそれを審理すべき裁判所に移送する。

第二五六条 一度の破毀ののち、本案についての二度目の判決が、一度目と同じ理由で異議を申立てられるときには、係争点は破毀裁判所においてもはや争うことができず、立法府へ付託され、立法府は法律を定め、破毀裁判所はそれに服する義務がある。

第二五七条 破毀裁判所は、毎年、立法府の各部に使節を派遣する義務がある。この使節は、らん外に略述、および判決に適用された法律の条文を附し、下された判決目録を提出する。

第二五八条 破毀裁判所の裁判官の人数は、県の数の四分の三を超えることができない。

第二五九条 この裁判所は、毎年、五分の一つつ改選される。県の選挙会は、破毀裁判所をやめる裁判官の後任の裁判官

をつづいて順次に任命する。

破毀裁判所の裁判官は、つねに再選されうる。

第二六〇条 破毀裁判所の各裁判官は、同じ選挙会によって選挙された補欠人をもつ。

第二六一条 執政府によって任免される一人の委員と代理人が破毀裁判所に附置される。

第二六二条 執政府は、裁判官がその権限を越越した行為を、その委員を介して、破毀裁判所に告発する。ただし当事者の権利を侵害することはできない。

第二六三条 裁判所は、これららの行為を無効にする。その行為が瀆職の原因となる場合には、その事実は立法府に告発される。立法府は、被疑者を聴問または召喚したのちに、起訴命令を発する。

第二六四条 立法府は、破毀裁判所の判決を無効にすることができない。ただし瀆職の責任を負う裁判官を個人的に訴追する場合を除く。

第二六九条 立法府が高等法院の形成を宣言したときには、破毀裁判所は公開の会議で、その裁判官の内一五人を抽せんで選ぶ。破毀裁判所はついで、同じ会議において、秘密投票によって、この一五人のうち五人を任命する。このようにして任命された五人の裁判官が、高等法院の裁判官となり、かれらは長を互選する。

第二七〇条 破毀裁判所は、高等法院において国民告発者の職能をおこなうために、その裁判官のうち二人を、同じ会議において投票により、絶対多数によって任命する。

第二七一条 起訴状は五百人会によって作成、起草される。

第二七二条 各県の選挙会は、毎年、一人の高等法院の陪審員を任命する。

高等法院

第二六五条 立法府議員または執政府構成員にたいする、立法府によって受理された起訴を裁判するために高等法院を置く。

第二六六条 高等法院は、五人の裁判官と二人の破毀裁判所附国民告発者、および県の選挙会によって任命される高等陪審員で構成される。

第二六七条 高等法院は、五百人会によって起草され、公布さ

れる、立法府の布告によってしか組織されない。

第二六八条 高等法院は、五百人会の布告によって指定された場所において形成され、その会議を開く。

この場所は、立法府のある場所から一二万メートルより近くであることができない。